

社 援 発 0604 第 4 号
令 和 7 年 6 月 5 日

各 都道府県
消費生活協同組合主幹部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局長
〔 公 印 省 略 〕

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について（通知）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第64号。以下「改正省令」という。）については、別添のとおり施行されたところです。

改正省令の主な内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の消費生活協同組合（連合会）に対する周知について徹底いただくとともに、適切な指導を行い、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 改正の背景

○ 令和3年に、法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、グローバル・ミニマム課税（※）についての国際合意がなされたことを踏まえ、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）において、

① 各対象会計年度の国際最低課税額に対する新たな法人税

② 新法人税に係る新たな地方法人税

が創設された。（以下、①②を総称して「新法人税等」という。）（消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。）第81条第3項第4号の改正に係る）

（※） 実質ベースの所得除外額を除く所得について、国ごとに基準税率 15%以上の課税を確保する目的で、子会社等の所在する軽課税国での税負担が基準税率 15%に至るまで、親会社等に対して上乘せ課税をする制度。

○ これを受けて、令和6年3月に、企業会計基準委員会が実務対応報告第46号

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務報告」という。）を公表し、以下のとおり取扱いの変更が示された。

(1) 貸借対照表等における表示

企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）において、未払の法人税、地方法人税、住民税及び事業税の納付期限は、原則として各事業年度終了日の翌日から 2 か月以内であり、貸借対照表の「流動負債」の区分にその内容を示す科目をもって表示することとされている。

一方、新法人税等については、その納付期限が各対象会計年度終了日の翌日から 1 年 3 か月又は 1 年 6 か月以内とされていることから、これらと区別し、新法人税等の未払額のうち、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年を超えて支払の期限が到来するものは、上記の定めにかかわらず、連結貸借対照表及び個別貸借対照表の「固定負債」の区分に「長期未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示する。（規則第 82 条第 2 項第 1 号、同項第 2 号の改正に関係）

(2) 連結損益計算書における表示

新法人税等は、企業グループの利益（所得）に対する課税額という点で、連結損益計算書における他の法人税、地方法人税、住民税及び事業税と同様であるため、連結損益計算書において、新法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税を示す科目に表示する。（規則第 99 条第 2 項（新設）の改正に関係）

また、新法人税等は、他の法人税等より不確実性が高く、連結損益計算書において注記を行うことにより、その利用者に対して有用な情報が提供されることが期待できることから、連結損益計算書において、当該新法人税等が重要な場合はその金額を注記する。（規則第 120 条の 3（新設）第 2 項の改正に関係）

(3) 個別損益計算書における表示

グローバル・ミニマム課税制度は、課税の源泉となる利益（所得）が生じる企業と納税義務が生じる企業が相違する制度であることから、新法人税等は、納税義務が生じる企業の所得に対する税には直接的には該当せず、会計基準において定義される所得に含まれないため、企業の所得に対して計上される法人税、地方法人税、住民税及び事業税とは区分することが適当である。

このため、個別損益計算書において新法人税等は、重要性が乏しい場合を除き、

- ・ 法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次

にその内容を示す科目をもって表示する（規則第 99 条第 2 項（新設）の改正に係る）

- ・ 法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に当該金額を含めて表示し当該金額を注記する（規則第 120 条の 3（新設）第 1 項の改正に係る）

のいずれかとする事とする。

- 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下、「組合」という。）は、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 31 条の 9 第 1 項及び第 2 項により、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされているところ、上述の新法人税等の創設及び実務報告を受けて、規則について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- 貸借対照表等における資産の部の区分のうち繰延税金資産の定義について、「法人税等」の中に「地方法人税」を追加する（規則第 81 条第 3 項第 4 号）。
- 貸借対照表等における負債の部の区分のうち「流動負債」の未払法人税等の定義について、「一年以内に支払の期限が到来しないと認められるもの」を除く（規則第 82 条第 2 項第 1 号）。
また、「固定負債」に、「長期未払法人税等（未払法人税等のうち、一年以内に支払の期限が到来しないと認められるものをいう。）」を追加する（規則第 82 条第 2 項第 2 号）。
- 税引前当期剰余金又は税引前当期損失金の表示について、規則第 99 条第 2 項を新設し、同条第 1 項に基づき国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額を含めて表示することに加えて、事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書において、当該事業年度に係る法人税等の項目の次に、国際最低課税額に対する法人税等の金額を記載できることとする。
- 第 109 条に規定する注記の区分に「国際最低課税額に対する法人税等に関する注記」を追加する。
- 第 120 条の 3 を新設し、個別注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、規則第 99 条第 1 項第 1 号に掲げる項目の金額に当該事業年度に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額（重要性の乏しいものを除く。）

を含めて表示する場合における当該金額とすることとする。

また、連結注記における国際最低課税額に対する法人税等に関する注記は、第99条第1項第1号に掲げる項目の金額に当該連結会計年度に係る国際最低課税額に対する法人税等（重要なものに限る。）の金額を含めて表示する場合における当該金額とすることとする。

○ その他、所要の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日（令和7年6月4日）

※ この省令による改正後の規則の規定は、決算関係書類及び連結決算関係書類については、令和6年4月1日以後開始する事業年度に係るものについて適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による（改正省令附則第2条）。